

令和 7 年 8 月 7 日
生活環境部産業廃棄物課

産業廃棄物収集運搬業者の許可の取消しについて

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 14 条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりいわき地方振興局において産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 被処分者

(1) 氏名 草野工業株式会社（法人番号 5380001020021）

代表取締役 草野 義勝

(2) 住所 福島県いわき市平北白土字ネキ内 15 番地の 7

2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業許可（法第 14 条第 1 項）の取消し

3 処分の理由等

被処分者の役員が、令和 5 年 7 月 3 日にいわき簡易裁判所において罰金刑に処せられ、令和 5 年 7 月 19 日に刑が確定していたことが判明した。

このことにより、同社は法第 14 条第 5 項第 2 号ニに規定する同号イ（法第 7 条第 5 項第 4 号ニ（罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者））に該当し、法に規定する許可取消事由に該当するに至ったため。

4 処分年月日

令和 7 年 8 月 7 日